

昭和町在住で認可外保育施設を利用のみなさま

昭和町では、定員超過等により認可教育保育施設に入所できなかった児童が、認可外保育施設を利用する場合に、児童の保護者が負担する保育料の一部を助成いたします。

対象者

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 昭和町内に在住し、かつ住民票があり、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- ② 助成金を受けようとする年度において、認可外保育施設に通所する以前に認可教育保育施設（市町村または都道府県が認可している幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業所）に入所申し込みをしたが、入所できなかった児童
- ③ 保護者が就労等の理由で、保育の必要性のある児童
- ④ 認可外保育施設と月額固定料金で契約している、または、各月において15日以上認可外保育施設を利用している児童
- ⑤ 認可保育所・認定こども園・幼稚園等に在園していない児童
- ⑥ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5に規定する施設等利用給付認定を受けていない児童
- ⑦ 認可外保育施設の保育料が、認可保育所等に通った場合の利用者負担額より高い
- ⑧ 保護者が町税等の未納がない

申請の時期及び必要書類

認可外保育施設の利用が決まり次第、早めの申し込みをお願いします。

なお、当該年度内に申し込みをされなかった場合は、助成の対象になりません。

【必要書類】

- ① 昭和町認可外保育施設保育料助成金交付申請書
- ② 保育の必要性を証する書類（就労証明書等）
- ③ 助成金を受けようとする年度において市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知等）

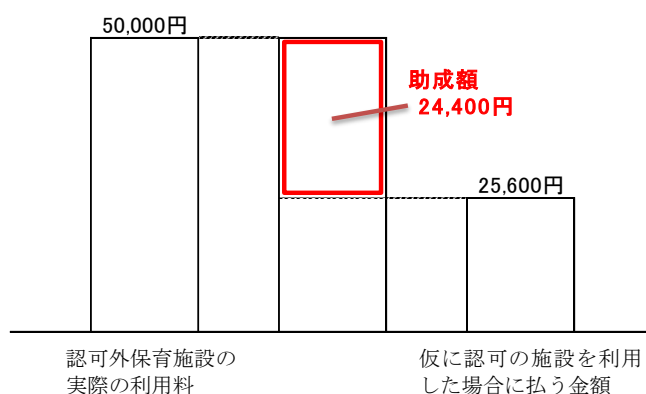
請求の時期

年度内に3回まで請求することができます。（1回でまとめた請求でも構いません）

（4～7月分：8月以降、8～11月：12月以降、12～3月：4月以降）

途中退園された場合や町外へ転出された場合は、その都度請求してください。

助成額



申請の方法

認可教育保育施設に入所申し込みをしたが、定員超過等の理由により入所できなかった



認可外保育施設に入所申し込みをする



各施設へ申し込んでね

町に「認可外保育施設保育料助成金交付申請書」を提出
※保育の必要性を証する書類、入所保留通知書もしくは入所不承諾通知書を添付
※月額契約の場合は、契約書の写しを添付



町から「交付決定通知書」が届く
※6月以降になります



認可外保育施設を利用する



「認可外保育施設保育料助成金請求書」で助成金を請求する
※施設からの証明書や領収書のコピー等を添付する
※翌年4月までに提出ください



町から、「助成金の確定通知書」が届く



利用状況で額が変わることもあるよ



指定口座に助成金が振り込まれる

担当：

昭和町役場 子育て支援課

TEL:055-267-5255（直通）